

家庭数

令和3年7月13日  
(2021年)

保護者の皆様へ

吹田市立教育センター

### 児童・生徒用タブレット端末の持ち帰り学習の実施について

平素は本校の教育活動にご理解、ご協力賜りありがとうございます。

さて、本市では、令和3年度9月以降、端末を持ち帰っての学習が可能となります。これまでもお願いしている通り、Wi-Fiなどの通信環境はご家庭で整備を行っていただくようお願いいたします。これにより、4月に調査を実施した緊急時用のモバイルルータの貸与は7月末をもって終了とし、9月以降につきましては、新たに、下記の条件を満たす世帯に学校教育用モバイルルータを貸与することとします。

つきましては、下記の内容をご確認いただき、貸与を希望される方は、申請締め切り日までに申請していただきますようお願いいたします。

なお、今回貸与する学校教育用モバイルルータは、児童・生徒に貸与しているタブレット端末でしか利用できない設定となっています。

### 記

#### 1 貸与対象者

自宅に通信回線（Wi-Fi）環境又は通信機器がない家庭のうち、次のいずれかに該当する世帯

(1) 生活保護受給世帯

(2) 就学援助費等認定世帯

今年度下記のいずれかの就学援助費等の認定を受けるか、又は、申請を行っている者<sup>※1</sup>で、かつ本市に居住する者

ア 就学援助費(吹田市立の小中学校に就学する世帯に限る)

イ 特別支援教育就学奨励費(市独自基準区分のみの世帯)<sup>※2</sup>

※1 申請後、審査の結果認定されなかった場合は、学校教育用モバイルルータを返却していただきます。

※2 特別支援教育就学奨励費の受給者のうち、所得が就学援助費認定基準額以下の世帯

2 貸与期間（モバイルルータの通信可能な期間）

令和3年9月1日（水）～令和4年3月31日（木）

3 貸与方法

- (1) 別添「学校教育用モバイルルータ貸与申請書」を教育センターに郵送又は教育センターHP内の専用サイトの申込フォームに必要事項を記入し申請して下さい。

※ 教育センターHP (<https://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/divgakkyo/kyoikuc.html>) 内にモバイルルータ申請専用サイトを設置しています。



ア 申請締切：令和3年7月31日（土）

イ 提出先：〒564-0072 吹田市出口町2番1号

吹田市立教育センター モバイルルータ貸与係 宛

- (2) 貸与可能世帯については「学校教育用モバイルルータ貸与承諾書」、貸与不可世帯については「学校教育用モバイルルータ貸与不承諾書」を郵送又は電子メールで送付します。

(3) 機器の受け渡し

貸与可能世帯については、下記の2カ所の施設で行います。

ア 受け渡し期間：令和3年8月25日（水）～令和3年8月31日（火）

9：30～17：00

（ただし、8月28日（土）及び8月29日（日）は  
13：00～17：00とします。）

イ 受け渡し場所：（南部受渡場所）

施設名：吹田市立教育センター

吹田市出口町2-1 3階

（男女共同参画センター内）

（北部受渡場所）

施設名：夢つながり未来館

吹田市山田西4-2-43

吹田市立教育センター  
モバイルルータ貸与係  
電話：06-6388-1455  
FAX：06-6337-5412

裏面に記入例がありますので、ご参考になさってください。